

概要版

神戸市 人と猫との共生に関するガイドライン

神戸市人と猫との共生推進協議会が、人と猫が共生できるまちづくりを実現するためにガイドラインを策定しました。ガイドラインでは、市民の皆さんがそれぞれの立場で心がけていただきたいことをまとめています。



飼い猫

飼い猫は、周囲に迷惑をかけないように、飼い主の責任で適正に飼いましょう

室内飼育

猫は必ず室内で飼いましょう。屋外に出すと事故や病気のリスクがあるだけでなく、周囲に迷惑をかけてしまうこともあります。

不妊去勢手術

猫には必ず不妊去勢手術を受けさせましょう。自由に交尾できる状況ではあっという間に数が増えてしまいます。

健康管理

毎日の世話を通して、猫に異常がないかチェックしましょう。かかりつけの動物病院をもつことも大切です。

飼い主には最期まで飼う責任があります。また、動物の遺棄や虐待は犯罪です!

野良猫は、周囲に迷惑をかけないように、適正に管理し、不妊去勢手術及び譲渡により、数を減らしていきましょう



野良猫

不妊去勢手術

これ以上増えないように、世話をする野良猫には不妊去勢手術を受けさせましょう。耳のV字カットは不妊去勢手術を受けた証です。

給餌・給水 ふん尿の管理

エサをやる場所は自身が管理する場所で行いましょう。それ以外の場所ではその場所の管理者等に了承を得ましょう。置きエサせずに食べ終わったらすぐに片付けましょう。猫がふん尿をする場所を把握し定期的に清掃しましょう。

周辺住民とのコミュニケーション

猫アレルギーの人、猫が苦手な人にも配慮し、「野良猫の適正管理のための活動」であることについて、丁寧に十分な説明を行いましょう。

地域猫活動とは

「地域猫活動」は地域でルールを決めて野良猫を管理することで、野良猫の迷惑と数を減らしていく活動です。市ではこの活動を推進しています。これ以上猫が増えないように、不妊去勢手術を行うとともに、猫に餌をやるときは、周りに迷惑をかけないようにしましょう。地域全体で猫を見守っていく意識を持つことが大切です。

関係者の 責務・役割

猫にかかわる全ての人は、それぞれの立場で、人と猫との共生をめざして責務・役割を果たしましょう

獣医師会

- 猫の不妊去勢手術の実施
- 離乳前の猫の世話(ミルクボランティア)や健康管理を通じた譲渡推進 など

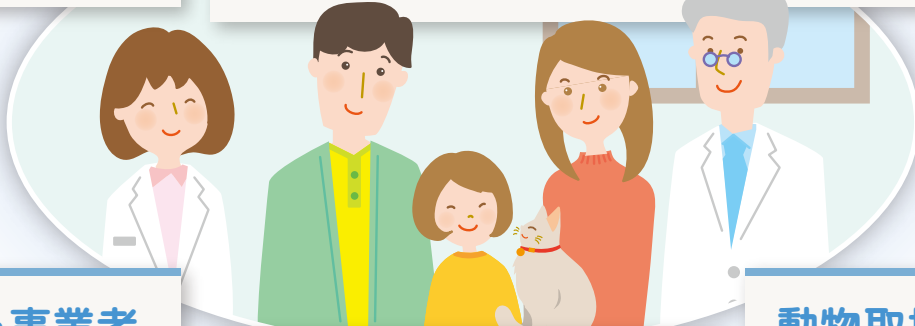
神戸市人と猫との共生推進協議会

神戸市などと連携して以下の事業を行っています

- ①野良猫の繁殖制限
- ②猫の譲渡の推進 など

共生推進活動団体(NPO等)

- 野良猫の繁殖制限対策への協力
- 自主的な譲渡会の実施 など



市民・事業者

- 周囲に迷惑をかけないよう、猫を飼う・管理する
- 猫問題に地域ぐるみで取り組む
- 動物愛護のための寄付(ふるさと納税など)を行う など

神戸市

- ガイドラインなどを通じて、猫の正しい取扱いについて普及啓発を行う
- 地域猫活動の推進
- 保護された猫の飼養管理や譲渡 など

動物取扱業者

- 飼い主へ、正しい猫の飼い方の説明
- 保護猫カフェでの譲渡会 など

人と猫が共生する社会の実現には、猫が好きな人も、嫌いな人も全ての人々が仲良く、気持ちよく暮らしていくことが何より重要です。

野良猫に困っているときは

野良猫は、居心地の悪い場所だと認識すれば寄り付かなくなります。色々な忌避対策を試してみましょう。

対策の例

- ・砂利を敷き、排泄しやすい場所をなくす
- ・忌避剤を撒き、不快な場所と覚えさせる
- ・金網などで侵入を防ぐ

「地域猫活動について知りたい」「野良猫のことで困っている」などの場合は、神戸市の衛生監視事務所にご相談ください。

東部衛生監視事務所(東灘区・灘区・中央区)	078-232-4651
西部衛生監視事務所(兵庫区・長田区・須磨区)	078-579-2660
北衛生監視事務所(北区)	078-593-3250
垂水衛生監視事務所(垂水区)	078-708-6230
西衛生監視事務所(西区)	078-929-0550

神戸市人と猫との共生推進協議会

TEL:078-262-1157 FAX:078-262-1158
HP:<http://www.kobeneko-happy.com/>

神戸市人と猫との共生に関するガイドライン

ガイドライン本文は、協議会のホームページをご覧ください。

条例イメージキャラクター
「みにゃと」

